

札幌市都市計画マスタープラン

ニュースレター

第1号

平成9年3月31日発行

ニュースレターの 発刊にあたって

都市計画マスタープランの策定に着手

札幌市では、平成8年度より都市計画マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針 都市計画法第18条の2）の策定に着手しました。

これは、市町村の基本構想や長期総合計画、「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」（2ページの用語解説参照）を上位計画として、市町村の総合的な都市計画の指針として定めるものです。これは、都市の将来ビジョンを受けて、その実現のために個別の都市計画（土地利用、都市施設及び市街地開発事業に関する計画で都市計画法の規定により定められたもの。）をどのように定めようとするのか、あるいはさまざまな都市計画が、相互にどのように関係しているのかを示すものです。

新しい長期総合計画と一体的に策定

札幌市では、平成11年度を目指して、（仮称）第4次長期総合計画の策定作業を進めています。ここでは、都市空間や交通体系にかかわる、都市の物的計画も大きな柱のひとつです。

上述のように、都市計画マスタープランは、上位計画（都市の将来ビジョン）の実現のための都市計画に関する施策の体系となるものですから、両者の策定を一体的に進めることで、有機的な計画体系を確立できるものと考えられます。

全体構想を平成11年度に策定

札幌市では、都市計画マスタープランのうち、都市全体の都市計画の指針となる「全体構想」を、（仮称）第4次長期総合計画と併せて、平成11年度に策定することとしています。

また、住民のみなさんに身近な地域レベルのまちづくりに関する施策体系を計画する「地域別構想」は、当面は全体構想の検討を踏まえ、その意義や内容、策定方法を検討したうえで、順次具体的な策定作業にはいる予定です。

みなさんの意見を聞きながら策定

都市計画マスタープランの策定にあたっては、「住民の意見を反映するための必要な措置を講じること。」と、住民参加を重視した規定がなされています。

本市としても、このことが重要であると考え、都市計画マスタープランの策定の各段階で、みなさんの意見を聞く機会を設けてゆきます。

そのためにまず始めたのが「メイリングリスト登録制度」です。これは近年急増しているインターネット上のメイリングリストではなく、みなさんのお名前と住所を、このために本市で設定した住所録（メイリングリスト）に登録していただければ、策定の各段階での情報をこちらから郵送させていただき、それに対するみなさんのご意見をいただこうとするものです。

情報提供のためのニュースレターを発行

上述のように、みなさんからご意見をいただくために、後述の長期総合計画審議会での審議事項やみなさんから寄せられた意見の概要などをまとめたニュースレターを逐次発行し、一般に配布するとともに、メイリングリストへ登録されている方には、郵送させていただきます。

このニュースレターが、本市とみなさんとのコミュニケーションの媒体となります。

都市計画マスタープランに関するパンフレットを配布

都市計画マスタープラン制度の内容、本市での計画体系、市街地の現況などを紹介したパンフレット「21世紀の魅力ある街づくりをめざして。」を作成し、現在配布しておりますので、ぜひご覧ください。

ご連絡いただければ、無料で郵送させていただきますので、お気軽にお申し出ください。

都市計画マスタープラン 策定の進め方

既に述べたように、都市計画マスタープランは、基本構想と、長期総合計画のうちの都市空間計画や交通体系にかかわる部門と密接に関係があるため、平成9年度中は、都市計画マスタープラン独自のテーマというよりも、基本構想及び長期総合計画の策定に関する情報を中心に、このニュースレターでお知らせすることとなります。

その後10年度に、これら上位計画となるものの内容を踏まえつつ、都市計画マスタープランの案を作成することとなります。この段階では、札幌市としての都市計画マスタープランの案を公表し、それに対する市民のみなさんのご意見をいただきます。

また、同じく10年度に札幌市長期総合計画審議会へ、都市計画マスタープランの策定に関する諮問を行い、平成11年度に答申をいただく予定で審議をしていただきます。当然、みなさんからいただいたご意見は、審議会へも報告し、審議の参考としていただくこととします。

用語解説

- 基本構想： 地方自治法第2条に規定されているもので、長期的なまちづくりの方向性を示すものとして市町村議会の議決を経て定められるものです。
- 長期総合計画： 基本構想で示された方向性を実現するための基本となる計画で、現在策定を進めている次期長期総合計画については、2020年を目標年次とします。都市空間や交通体系のほかに産業振興、生活環境、生涯教育、生涯福祉など、市政全般にわたる計画となります。
- 市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針： 都市計画法第7条第4項の規定により都道府県知事が定める広域的、根幹的な都市計画の指針となるものです。札幌圏で言えば、石狩市、江別市、北広島市などを含む都市圏全体の骨格に関するレベルのものとなります。

次期長期総合計画が諮問されました。

長期総合計画について諮問

現在の第3次長期総合計画（昭和63年策定）がスタートしてから10年近く経過し、私たちを取り巻く社会情勢も大きく変化してきており、新たな視点での計画づくりが必要となってきました。

【社会情勢の変化】

人口増加の鎮静化、高齢化・少子化、国際化、情報化、地域間競争の激化、市民意識の多様化・高度化、地球環境問題、財政問題の深刻化など

これらに対応した新しい長期総合計画の策定に向けて、平成8年12月17日に、「長期総合計画審議会」に対し、下記の2点を諮問しました。

平成9年の審議スケジュール

大まかな審議スケジュールは下記のとおりです。なお、審議内容は広範多岐に渡るため、審議会内に「第1部会」「第2部会」を設け、分担して審議し総会でまとめていきます。

「第1部会」

都市空間、交通、産業振興

「第2部会」

生活環境、コミュニティ、教育、文化、スポーツ、保健衛生、福祉等

【検討に当たっての主要な視点】

- ① 市民意識や社会構造変化への的確な対応
- ② 国際社会の中での地位と役割の確立
- ③ 環境と調和した活力ある都市像の確立
- ④ 計画推進体制の強化

—— 諮問内容 ——

諮 問 内 容	答 申 予 定
① 21世紀の札幌の進むべき方向について（札幌の目指すべき将来都市像、基本課題とそれへの対応方針等）	平成9年11月頃（基本答申） *答申後、「基本構想」改定に係る議会での審議を予定）
② 基本構想に基づく具体的な施策方針、計画体系等について	平成11年度中頃 （長期総合計画案答申）

—— スケジュール（平成9年分） ——

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
審議事項	—— 前半テーマ ——					—— 後半テーマ ——			
	・現況と課題の整理 ・現計画の達成概況等の整理					・基本的対応方向、将来都市像等の検討 ・基本答申に向けた基本骨格の整理 ・基本答申案の検討			

用 語 解 説

○長期総合計画審議会：

市長の諮問に応じ、本市の長期総合計画について調査審議することを目的に、昭和44年に設置されたものです。（札幌市長期総合計画審議会条例による）
委員は、学識経験者、関係行政機関の職員、市議会議員その他市民のうちから市長が委嘱した人の計45名で構成されています。

まちづくりに関るご意見をお寄せください。

今後のニュースレターについて

今回、第1号ニュースレターとして、「都市計画マスタープラン」と「札幌市長期総合計画」の策定に向けた現段階の取組状況及び今後のスケジュールをお知らせしました。

第2号及び第3号は、長期総合計画審議会での審議内容がある程度まとまった段階（審議会の総会開催後）で、その概要（主に都市空間、交通計画に関するものを予定）を報告していきたいと考えています。

— 予 定 —

○第2号ニュースレター（夏頃）

①前半のテーマのまとめ

- ・現況と課題の整理
- ・現計画の達成概況等の整理

②「まちづくり勉強会」の案内

- ・実施予定時期
- ・内容
- ・応募方法等

○第3号ニュースレター（冬頃）

①後半テーマのまとめ

- ・基本的対応方向、将来都市像等の検討
- ・基本答申に向けた基本的骨格の整理

②基本答申案について

*時期、内容等は若干変更する可能性があります。

意見募集について

第2号以降のニュースレターの内容に対する皆様の意見を募集します。

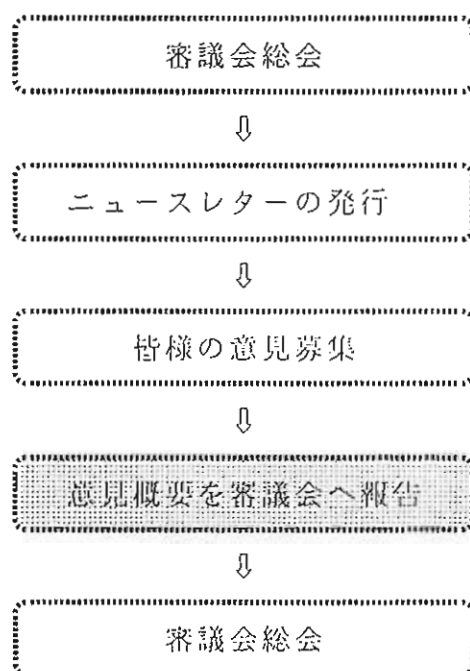
皆様から寄せられました意見は、都市計画マスタープラン及び次期長期総合計画（主に都市空間計画、交通計画）の策定のための貴重な資料とさせていただきたいと考えています。

具体的には、庁内関係部局での活用は勿論のこと、長期総合計画審議会等に対しても報告していきたいと考えています。

また、意見の概要については、次号のニュースレターへ掲載し、皆様に報告したいと考えています。

なお、長期総合計画審議会での活用は下記フローにより行いたいと考えています。

○長期総合計画審議会での活用フロー



お問い合わせ

〒060

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市企画調整局計画部都市計画課

土地利用係 ☎ 011-211-2506

Fax 011-218-5113



さっぽろ市
02-LO4-96-868
8-2-178